

令和5年度 福岡地方最低賃金審議会

第4回福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

1 日 時 : 令和5年10月6日（金）10:00～10:20

2 会 場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 3人（定数3人）
【労働者代表委員】 3人（定数3人）
【使用者代表委員】 2人（定数3人）

4 主要議題

- (1) 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改定について
- (2) その他

5 審議内容

(労働者委員)

引上げ額について、前回の第3回では45円の引上げ額を主張したが、使用者側委員との協議を重ねた結果、今年度の福岡県地方最低賃金の引上げ額と同額の41円とした。

(使用者委員)

引上げ額について、前回の第3回では31円の引上げ額を主張したが、労働者側委員との協議の結果、労働者側委員の主張に同意して今年度の福岡県地方最低賃金の引上げ額と同額の41円とした。

この結果、公労使三者の全会一致により、引上げ額41円、1時間1,028円に改正することを決議した。

発効日については、10/21までの間、異議申出公示を行った上で12/10の統一発効予定。